

第Ⅱ次
医師の団体の在り方検討委員会
報 告

令和2年3月

日本医師会
第Ⅱ次 医師の団体の在り方検討委員会

I. はじめに

前期委員会の報告書¹⁾は、「わが国の社会全体が大きな変革期を迎える中で、医師、そして医師の団体が自らの責任において、いかにして国民の健康を守り、全国各地の地域医療を担い続けていくか。今後も引き続き、議論の深化が図られることを望む」と結ばれている。

医療を取り巻く課題は多岐に亘り、中でも、地域医療構想、医師の偏在対策、医師の働き方改革並びに専門医制度などが複雑にからみあう状況の中で、いかに国民の信頼を得ながら、医師自身の自主性・自律性を高めつつ、最善・最良な施策を選択していくか。今後の地域医療を形づくる上で、大変重要な選択を迫られている。

課題解決に向けての具体的な取り組みが俟たれるが、そのためには、医学の発展や地域医療体制に責任をもち、自浄作用を發揮しながら、国民医療の推進に尽くす全員加盟に向けた医師の団体の在り方の検討を進めることが必要と考える。

こうした認識の下、今期の本委員会では、前期委員会報告書の提言（2）「行政から独立した、医師全員が加盟する団体が必要」との部分に着目し、当該団体の在り方や実現に向けた方策について議論を行った。

¹⁾ （第Ⅰ次）医師の団体の在り方検討委員会報告 平成29年3月
<http://www.med.or.jp/nichiionline/article/005043.html>

II. 提 言

1. 医師の理念と医師全員が加盟する団体の意義

医師とは、「医学・医療をもって病に苦しむ人達に寄り添う人間」のことである。このことは立場や背景は様々であっても、医師たる使命や役割を果たすための基本姿勢であり、医師が奉ずべき共通の理念といえる。

この理念の下、医学・医療の恩恵を広く患者・国民に還元するには、個々での取り組みにも増して、医師が力を結集し取り組む方が効果は大きく、これこそが医師全員が加盟する団体の意義である。

2. 医師全員が加盟する団体の在り方

(1) 基本的性質

当該団体が何に拠るかは、その性質や活動等に大きな影響を及ぼす。

歴史を紐解くと、明治 39 年の医師法に医師会設立を認める条文がはじめて規定された。その後、戦前は強制加入制度が長く続き、医師会は国家の統制下に置かれたが、戦後は任意加入として設立され、現在に至っている。

これら加盟形態の功罪について容易に判すべきではないが、医師は専門職として高い自律性と責任を負っており、また、社会と向き合う場面が多いなかで、プロフェッショナル・オートノミーを機能させていかなければならない。さらに、医師個々人のプロフェッショナル・オートノミーの基に業務を展開することが可能な中で、いかに国民の健康・福祉に關係する利益を確保していくかを最優先にするべきである。

こうした観点から、医師の自主性・自律性を基とした任意加入での全員加盟を目指す中で、会員相互が切磋琢磨しあい自浄作用を發揮しながら、その意識と業務の向上を図ることが、国民に広く医学・医療の恩恵をもたらすことにも繋がるものと考える。

(2) 医師会組織の活用

医師会組織は日本医師会をはじめ、47の都道府県医師会、890余の郡市区医師会・大学医師会などをもって全国を網羅し、それぞれ行政のカウンターパートとして、地域医療の発展に尽くしている。また、医師会活動には、臨床医だけでなく、研究医も参加する中で、国民の健康・福祉の向上に貢献している。

こうした状況を鑑みれば、新たに団体を設立するよりも、医師会組織を活用して全員加盟の団体たる役割を担わせる方が、医師や国民にとってもわかりやすく現実的である。

しかしそのためには、医師会が全ての医師のみならず国民に一層信頼され、真にわが国すべての医師を代表する団体となり得るよう、前述した理念の下、組織改編に取り組むことが必要と考える。

(3) 全員加盟たる医師会組織の運営

職業的専門家集団への国民からの期待は、高い医学上の倫理性と学問的知見の発揮にあり、そうした面からも、行政から管理されるべきものではない。運営に係る財源の独立を保つことも必要である。

また、当該医師会組織の運営においては、プロフェッショナル・オートノミーの下、国民や患者の視点を最大限に考慮した上で、自浄作用をはじめ、自らが定める職業規範を遵守することが求められる。

さらに、国民への医学・医療に対する正確な情報提供に責任を持ち、国民に寄り添い行動していくことが、当該医師会組織の社会的信頼の向上に繋がる。

3. 全員加盟たる医師会組織の実現に向けたステップ

(1) 医師の理念・医師会組織の意義に対する理解の醸成

当該医師会組織の実現に向けては、1. で示した医師の理念と医師会加入への意義を、すべての医師に理解・共有してもらうことが一義

的に必要である。

そのため、医師を構成主体とする団体間での様々な既存の議論の場を整理・再構築して「新たな議論の場」を設け、当該医師会組織の実現に向けた検討を重ねる中で、全ての医師の理解の醸成を図り、その共有を目指すべきである。

(2) 医師会組織の発展的改編

医師会は創設時より医師という資格のみが入会要件であるが、医師の働き方は、医学・医療への携わり方の相違により様々である。また、主として研究医と臨床医に分かれ、臨床医の中でも開業医と勤務医（その中には研修医も含まれる）があり、さらに、働く場も診療所と病院等に分かれるなど、世代を超えて多様な形で活動している。

こうした状況の下で、すべての医師が医師会入会の意義を理解・共有し、実際の入会に繋げていくには、医師会が多様な医師の働き方を尊重し等しく意見を汲み入れながら、医師の理念に基づくいかなる行動にも細やかな支援を約束する組織であると認識されるよう、発展的に組織改編することが必要である。

その具体的な組織の在り方について、最終的には3.(1)で触れた「新たな議論の場」にて協議を行うが、日本医師会内で先行した検討をもつことにより²⁾、全員加盟たる医師会組織の実現に向けた議論を牽引していくべきである。

²⁾ 日本医師会では、組織強化に向けた具体的方策の検討を行うため、平成26年度より会内に「医師会組織強化検討委員会」を立ち上げている。これまで研修医会員の会費無料化等を実現してきたが、非会員たる勤務医は未だ多く、若い世代にとって医師会が遠い存在となっている面も否定できない。医学生に親近感を持ってもらうための取り組みのほか、急増している女性医師を考慮すれば、医師の誰もが仕事と家庭生活を両立できる環境を整備していくよう、医師会が力を注ぐことも望まれる。こうした点等を踏まえながら、医師の理念を体現するための医師会組織の発展的改編に向けた具体策について、今後、同委員会をはじめ日本医師会全体で議論が進められることを期待する。

(3) 国民の医療・医師会に対する理解と信頼の深化

医師自らが自らの手で自らに係る課題の解決に取り組む体制を整備するには、国民の医療に対する理解と信頼を深めていくことが重要である。それなくしては、全員加盟たる医師会組織の実現も為し得ない。

そのため、早い段階から医師会組織改編に向けた議論の状況を国民に情報発信し、世論の賛同を得ていくことが必要である。

また、その際には、公的医療保険制度下における医師偏在等の医療的課題解決に向けた具体的方策についてもあわせて検討し、その中で当該医師会組織が担うべき役割を示すことも重要である³⁾。

3) 本委員会では、医師会の研修等への参加を特定の診療報酬の算定(加算を含む)の要件とすることや、将来的には保険医登録自体を現行の厚生労働大臣に代わり都道府県医師会が行うこと等を通じて、医師会の公的医療保険制度下での役割を拡大していくことについても検討を行った。ただ、これら方策による国民にとっての有益性をいかに説明するか、あるいは、医師偏在対策にいかに繋げるかなど課題も多く、よって、実現可能性を踏まえつつ、広く理解を得られるかを含め継続した検討が必要ということで意見の一一致をみた。また、前期委員会報告書の提言(4)「日本医師会は、診療科偏在解消に向けて、日本専門医機構が長期ビジョンに基づく適切な専門医制度を運営するよう、さらなる関与を強めていくことが必要」との部分に関連して、全員加盟の医師会を為し得た折には、専門医制度の設計・運用について主体的に関わるべきという意見も示された。

III. 結びに

前述の通り、医師は「医学・医療をもって病に苦しむ人達に寄り添う人間」のことであり、それを理念として奉じながら、国民の生命と健康を守るために、日夜医業に勤しんでいる。

その成果をより効果的且つ広範囲に国民に還元していくには、全ての医師が共通の理念の下に集まり、プロフェッショナル・オートノミーを機能させる仕組みとしての「全員加盟たる医師会組織」に加入するべきである。

また、実現に向けた過程を丁寧に情報発信することで、当該医師会組織への理解と医療への信頼を、国民に深めてもらうことも必要である。

当該医師会組織が実現されれば、医師の総意として、国民にとって適切な医療や医療提供体制を示すことが可能となり、医学の健全な発展についても望める。

医学とその社会的適用である医療を担う医師が改めて医業の尊厳と責任を自覚する中で、日本医師会が全員加盟たる医師会組織の実現に向けた行動を起こしていくことを期待する。

日本医師会 第Ⅱ次 医師の団体の在り方検討委員会

委員長：本庶 佑（京都大学特別教授）

副委員長：金井忠男（埼玉県医師会会长）

幸田正孝（医療経済研究・社会保険福祉協会顧問）

今村 聰（日本医師会副会长）

委員：相澤孝夫（日本病院会会长）

石畠彩華（JMA-JDN 副代表）

猪口雄二（全日本病院協会会长）

栄畠潤（損害保険ジャパン日本興亜株式会社顧問）

尾崎治夫（東京都医師会会长）

門脇孝（日本医学会副会长）

釜蒼敏（日本医師会常任理事）

嘉山孝正（全国医学部長病院長会議 専門委員長会委員長）

桐野高明（佐賀県医療センター好生館理事長）

小玉弘之（日本医師会常任理事）

佐原博之（石川県医師会理事）

茂松茂人（大阪府医師会会长）

空地顕一（兵庫県医師会会长）

堤康博（福岡県医師会副会长）

中川俊男（日本医師会副会长）

渡辺憲（鳥取県医師会会长）

専門委員：畔柳達雄（日本医師会参与・弁護士）

奥平哲彦（日本医師会参与・弁護士）

手塚一男（日本医師会参与・弁護士）

オブザーバー：江口成美（日医総研研究部専門部長）

[順不同]